主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士今西貞夫、同倉田正登の上告理由は別紙のとおりである。

論旨は、原判決が訴外Dに対する有効投票と認定した三票について、その無効を主張し、この点に関する原判示を非難するのであるが、右三票の効力に関する原判 決の説明は十分に首肯することができ、論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	<u> </u>	野	健	_